

食品表示法のこれからと、
現行法の留意点
～消費者が気をつけること～

森田 満樹

(消費生活コンサルタント、一元化検討委員)

食品表示法の特徴を考えると...

- 消費者庁が三法を一つにして新法をつくり、食品表示基準を決める際の大きな枠組み「基本理念」「執行体制」「罰則」などを決めたもの。執行体制や罰則は強化された
- 第3条「基本理念」に「消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援」とともに、「小規模事業者の配慮」が盛り込まれた
- 食品表示法ができて義務表示の範囲は変わらない
- 食品表示法成立で決まったのは、加工食品の栄養表示を新法施行後5年以内に義務化することで、徐々に環境整備が進むことになる
- 加工食品の原料原産地表示など、様々な検討課題が先送りされた

器はできたが、なかみはこれから！

食品表示法 第3条(基本理念)の概要

○食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利(安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供)の尊重と消費者の自立の支援を基本として講ぜられなければならない

○食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮して講ぜられなければならない

第4条(食品表示基準の策定)の概要

内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、食品表示基準を策定

- ① 名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
- ② 前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

○食品表示基準の策定・変更

～厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議／消費者委員会の意見聴取

食品表示法について、こういうことをよく聞きます

- 食品表示法が成立したことは食品表示の歴史に残る大きなできごとで、特に第3条の基本理念が意義深い
- 食品表示法ができて具体的な中身はこれから。消費者、事業者にとっては漠然としていて、何が変わったのかわかりにくい
- 「わかりやすい食品表示」を求めて一元化され、「用語の統一」「ポイント数の拡大」が進むものの、すぐにわかりやすくはならない
- 国会の附帯決議でも「少なくとも問い合わせ対応等のワンストップ体制等を早急に実現すること」が示され、施行までに執行体制の充実強化が求められるが、自治体によって取組みは異なり現場は混乱しているように見える



- 消費者、事業者にとって「わかりやすい」表示が求められますが、すぐにわかりやすくはなりません。消費者が食品表示を理解し活用するためには、学びの場が必要です
- 表示に関する細かい改正や今後の検討内容について、消費者、事業者との意見交換の場や説明の場を設けて、情報公開を進めてもらいたいです

食品表示の見直し①

食物アレルギーに関する表示が拡充

- 推奨品目に、ゴマ、カシューナッツが近く追加される
- エリスリトール、キシリトール、ステビアなど甘味料のアレルギーが疑われており、調査中
- 中食・外食のアレルギー表示も検討課題になっている

アレルギー表示制度で対象となっている食品

| | 食品名 | 理由 | 表示の義務/推奨 |
|------|---|--|----------|
| 7品目 | 卵、乳、コムギ、エビ、カニ | 発症件数が多い | 表示義務あり |
| | ソバ、ラッカセイ | 症状が重くなることが多く、生命にかかわる | |
| 18品目 | アワビ、イカ、イクラ、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、クルミ、サケ、サバ、ダイズ、鶏肉、バナナ、豚肉、マツタケ、モモ、ヤマイモ、リンゴ、ゼラチン※ | 過去に一定の頻度で発症件数が報告されたもの (※ゼラチンについては、牛肉・豚肉由来であることが多く、豚肉、牛肉としての表示が必要だが、パブリックコメントで「ゼラチン」としての単独の表示を行うことへの要望が多く、専門家からの指摘も多いため) | 表示を推奨 |

ゴマ、カシューナッツが近く追加される予定
(通知後、1年の猶予期間が設けられることになった)

食物アレルギー表示の現状の問題点

- 推奨表示をしているかどうか、わかりにくい
- 代替表記がわかりにくい
 - 「卵黄」「卵白」「マヨネーズ」は「卵」
→改正案「Q&A」で卵黄、卵白の拡大表記の解釈が変更
「乳糖」「乳化剤」「乳酸菌」は「乳」?
- 注意喚起表示がわかりにくい
 - 「本製品で使用しているタイは、エビを食べています」
- 自主的な表示をどこまでしているのか、わかりにくい
 - 対面販売で表示があるもの、ないもの、ガイドラインは?
- 「少しなら食べられる人」のための表示の対応が困難
 - 個別表示と一括表示

「わかりやすさ」について事業者の自主的な取り組みが進んでいる

食品表示の見直し②

栄養表示の義務化について

1) 誤差の許容範囲の緩和について現行の栄養表示基準制度を一部改正して、事業者がいち早く取り組めるようにした

2) 栄養表示の対象成分は決まっていない

- コーデックス委員会の栄養表示ガイドラインでは、必ず表示すべき栄養成分として(エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム)のほかに2成分(飽和脂肪酸、糖類)があり、これらを含め、幅広く検討される(→成分数が変わる可能性がある?)
- ナトリウムの順番は2番目か?
→栄養成分表示検討会はいくまで優先順位を決めたもので、書く順番を決めたわけではない?
- 食塩相当量を義務化すべきか?
→要望は高いが、食塩相当量の併記を義務表示している国は見当たらない?

3) 公的データベースをどのように構築するのか、どのような食品、どのような対象規模の事業者を例外規定にするのかが、決まっていない

消費者が栄養表示について知っておきたいこと

○長期間にわたり摂取量の蓄積量を知ることには意義がある

健康で栄養バランスのとれた食生活を実現を支援する役割をもつ栄養表示の趣旨にかんがみると、消費者にとっては、個々の食品に含まれる栄養成分の量というよりも、一食分の栄養成分の摂取量の総和や、長期間にわたる摂取量の蓄積量を知ることには大きな意義がある。

○厳密な正確性を求めるものではない

製造場所や季節によって栄養成分の含有量に差が生じることを回避することはできず、特に、生鮮食品や惣菜などでは、個体差もより大きくなることを踏まえれば、個々の食品に示される栄養表示にどの程度の厳密な正確性を求めるかという点については、他の食品表示とは異なる観点からの検討が必要となる。

消費者庁栄養成分表示検討会報告書より抜粋

消費者が栄養表示の特徴を知り、きちんと活用できるよう、関連省庁とともに普及啓発や認識醸成のための環境作りを進めてほしい

機能性表示の解禁について

2013年6月、規制改革会議は「規制改革に関する答申」の中でいわゆる健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備を盛り込み、2015年3月までの実現を求めています。

(森田個人の意見)

- 米国のダイエタリーサプリメント制度は様々な問題があり、社会的な環境も異なることから、そのまま日本の制度には持ち込むことには無理があります。
- 消費者を誤認させるような機能性表示制度では、健全な市場は形成されません。どのような消費者がどのような場合に誤認をするのかを踏まえたうえで、これまでの保健機能食品表示制度にも鑑みて、十分な検討が求められます。
- 制度の導入をきっかけに、機能性表示がどのような科学的根拠に基づいて行われるのか、その表示を理解するためにRCTやメタアナリシスなど消費者が学ぶ機会となるよう、消費者の自立支援対策が求められます。
- 企業には高いモラルを、消費者には冷静な選択眼が求められます。

機能性表示の解禁によって、消費者被害が増えるのではないかと懸念しています